

# 第3次南相馬市男女共同参画計画

## 概要版

### 計画策定の趣旨

平成27年3月に策定した「第2次南相馬市男女共同参画計画」では、5つの基本目標を柱に、復興・防災における男女共同参画の推進、男女共同参画を目指す教育・学習の推進、就労の場や政策・方針決定の場における女性の活躍推進等の各種施策を展開してきました。

このような中、本市でも女性の多様な分野への参画や就労、男女がともに家庭生活と仕事、地域・社会活動を両立しやすい環境の整備、ドメスティック・バイオレンス※（以下、「DV」という。）など、性別に起因する暴力や人権侵害の根絶に向けた啓発活動を強化するなどの課題もあります。

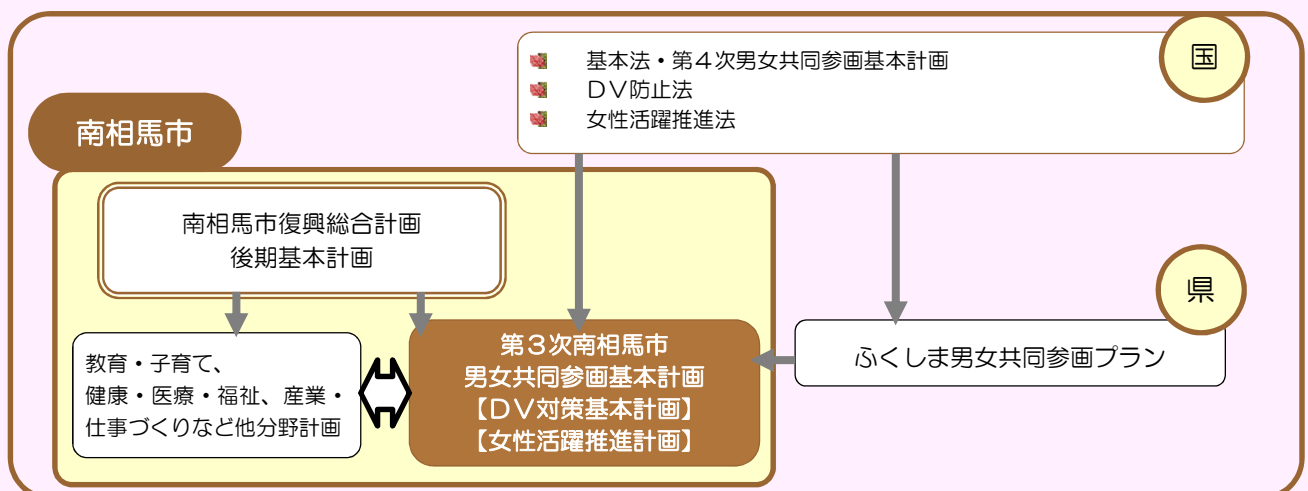
そのため、第2次南相馬市男女共同参画計画の基本理念を継承しつつ、関係法令、国・県との施策の整合性を図り、新たな問題や社会情勢の変化などに対応を図る必要があります。そこで、すべての人が性別にとらわれることなく個性と能力を発揮し、活躍できる社会を目指すとともに、自然や人とのふれあいの中でやすらぎを感じられるまちづくりに向けて、誰もが一人の人間として尊重され、お互いを認め合いながら、自らの意思によってあらゆる分野において対等な立場で参画する機会が確保される社会を目指していくため、「第3次南相馬市男女共同参画計画」を策定するものとします。

※ ドメスティック・バイオレンス：配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力や性的暴力だけでなく、精神的暴力や経済的暴力なども含まれる。

### 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「ふくしま男女共同参画プラン」を踏まえ、本市の上位計画である「南相馬市復興総合計画後期基本計画（以下、「後期基本計画」という。）」の分野別計画として策定するものです。

さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」第2条の3に基づく市町村基本計画（以下、「DV対策基本計画」という。）及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に基づく市町村推進計画（以下、「女性活躍推進計画」という。）」を兼ねる計画とします。



## 計画期間

令和2年度から令和5年度までの4か年。

なお、社会情勢の変化に応じ、見直しが必要と判断される場合は、計画期間内であっても見直しを行うものとしします。

## 基本理念

本市の男女共同参画社会の背景を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとしします。

みんな  
男女で協力しながらつくる、  
かがやきとやすらぎのあるまち



## 基本目標

### 基本目標Ⅰ

人権尊重と男女共同参画の推進

### 基本目標Ⅱ

仕事と生活の調和を図るための環境の整備

### 基本目標Ⅲ

女性の人材育成と意思決定過程への参画促進  
(女性活躍推進)

### 基本目標Ⅳ

心身の健康を脅かす暴力の根絶と健康支援  
(DV防止)

### 基本目標Ⅴ

復興・防災における男女共同参画の推進



# 施策の体系

## 基本目標

## 施策の方向

## 施策

I

人権尊重と男女共同参画の推進

- 1 男女共同参画意識の形成と定着
- 2 男女共同参画を目指す教育・学習の推進
- 3 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援

- (1) 男女共同参画に関する情報収集・提供の充実
- (1) 学校等における教育の推進  
(2) 地域における男女共同参画学習の推進
- (1) 性に関する教育・啓発の充実

II

仕事と生活の調和を図るための環境の整備

- 1 男女が共に家庭と仕事を担うことができる環境づくりの推進
- 2 安心して子育てできる環境づくりの推進
- 3 介護支援の充実
- 4 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境整備

- (1) 就労環境の整備の促進  
(2) 育児・介護休暇取得の促進  
(3) 男性家庭生活への参加支援
- (1) 子育て支援の充実  
(2) 地域における子育て支援の促進
- (1) 介護事業・相談体制の充実
- (1) 各種相談・支援体制の充実

III

女性の人材育成と意思決定過程への参画促進  
(女性活躍推進)

- 1 公的分野における女性の参画の推進
- 2 地域・職場・団体等における男女共同参画の推進

- (1) 審議会等への女性の参画促進
- (1) 女性の人材育成  
(2) 国際社会における各種取組の推進

IV

心身の健康を脅かす暴力の根絶と健康支援  
(DV防止)

- 1 男女間のあらゆる暴力の根絶
- 2 生涯を通じた男女の健康支援

- (1) DVやセクシュアル・ハラスメント等防止に向けた意識啓発
- (1) 生涯にわたる心身の健康支援

V

復興・防災における男女共同参画の推進

- 1 復興に向けての男女共同参画の推進
- 2 防災における女性の参画促進

- (1) 復興に関するあらゆる分野で女性等の多様な人材の参画の推進
- (1) 災害時における男女双方の視点の反映

みんな

男女で協力しながら、かがやきとやすらぎのある  
まちをつくりましょう。



#### 市の役割

- 市役所も一つの事業所として、率先して男女共同参画を推進するため、市職員一人ひとりの意識の向上や、行政の方針決定過程への女性の登用を進めます。
- 市民や事業者等による男女共同参画の取組が進むように、情報の提供や、必要な支援の提供に努めます。

#### 市民のみなさんに取り組んでいただきたいこと

- 一人ひとりが家庭・地域職場等において男女共同参画や人権尊重に関する理解を深め、一人ひとりの個性・生き方・考え方を尊重し、行動するようにしましょう。
- 誰もが、仕事や家庭生活、地域生活等において、自らの希望に沿ったバランスのとれた生活を実現できるように、それぞれの個性・生き方・考え方を尊重し、助け合いましょう。
- 地域での見守りや声かけなどに努め、孤立やDV、虐待などのないまちづくりに取り組みましょう。

#### 事業者のみなさんに取り組んでいただきたいこと

- 職場における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進のため、各種支援制度の活用や、従業員への周知・啓発、職場環境の改善などに努めましょう。
- セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの防止に取り組みましょう。

#### 市民活動団体のみなさんに取り組んでいただきたいこと

- 市民が地域活動等に参加することで、やりがいや生きがいなどを見出すことができるように、男女共同参画の視点を取り入れた活動の展開を図りましょう。
- それぞれの団体の特性を生かして相互の連携を図り、地域社会の男女共同参画に関する課題解決につながるよう取り組みましょう。

## 第3次南相馬市男女共同参画計画 概要版

令和2年3月

南相馬市教育委員会事務局 生涯学習課

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

TEL 0244-24-5249 FAX 0244-23-3013